施策名(節)： **人権・平和**

担当課	総務課(・住民課・福祉課)

Ⅰ．令和５年度 施策評価

1．施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章	第5章　人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます
	節	第4節　人権・平和
成果目的（総合計画基本方針）		住民一人ひとりが、自分の問題として、人権や平和を尊重する社会をめざします。 一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を実現するために、人権啓発活動や相談体制を充実します。
施策の実施期間		平成 28 年度　～　令和 7 年度
第5次総合計画策定時の課題		部落差別問題をはじめ障害のある人、高齢者、女性、子ども、外国人などへの差別と偏見のない社会をつくるには、一人ひとりの意識に訴えかける、地道な啓発活動が欠かせません。人権の意識が社会に浸透し、人々がさまざまな人権問題を身近なものとして考え、それが態度や行動に表れてくるような効果的な活動をする必要があります。 人々のライフスタイルは多様化してきており、個人を尊重し、個性や自立性を重視する考え方が定着しつつある一方、自己の権利のみを主張し、他人の人権に配慮しない状況が増えてきました。その結果、児童や高齢者への虐待、DV、犯罪被害者への精神的被害などの問題が表面化してきています。 さらに、世界では未だに戦争、テロ、地域紛争などが続いており、映像メディアやゲームなどでも戦争が娯楽として日常社会に侵入してきています。本町では、平成元年の「平和都市宣言」を契機とし、平和思想の醸成を図ってきましたが、いま、「平和で暮らせること」の大切さを、改めて啓発、教育していくことが必要になっています。
総合計画基本計画(項目)		①人権意識の啓発　②平和理念の啓発
主な事務事業の取組内容		人権啓発事業、人権擁護委員による相談事業、社会を明るくする運動事業 毎年8月15日に平和祈念事業を開催するとともに、久御山町の戦没者に対して哀悼の意を表し平和を誓う戦没者追悼式の開催

2．施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】人権啓発研修会への参加人数	人	70(H26)	80	80	91	100
【 5次総計目標 】平和祈念集会への参加人数	人	80(H26)	100	60	0	120
【 成果(結果)指標 】追悼式参加者数(福祉課)	人	180	100	38	80	120
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方)　・・・指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。

3．施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	1,895
令和 5 年度 決算額 (a)	2,426
令和 6 年度 予算額 (b)	3,060

4．施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度

前年度(令和 5 年度)評価　B

A：達成されている。　B：概ね達成されている。　C：あまり達成されていない。
D：達成されていない。　＊：指標が設定できないため一概に評価できない。

<観点> 前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。

人権については、年2回の街頭啓発活動や住民と職員を対象とした研修会等を実施し、人権問題の解決に向けた施策を行っている。昨年度研修会については、多くの住民や職員に研修を受けてもらえた。また、イオンモール久御山で人権啓発物品を配付し、一般の方への人権意識の向上にも努められている。

平和については、毎年終戦記念日にあわせ、平和祈念集会や戦争等の写真パネル展示を行っている。昨年度、平和祈念集会は台風の影響により中止したが、平和祈念講演会やパネル展示・平和学習ツアーを行い、平和意識の醸成に努められた。

事務事業の構成・内容の妥当性

前年度(令和 5 年度)評価　B

A：妥当である。　B：概ね妥当である。
C：一部不十分であり見直しの必要がある。　D：不十分であり見直しの必要がある。

<観点> 成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。

事務事業における構成等の妥当性については、概ね妥当であると考えている。広報紙やホームページを活用したイベントの周知を引き続き行いながら、人権・平和ともに、継続して事業を実施することにより、意識の定着や一定の効果が出てくると考えられるため、今後も工夫をしながら事業を行っていきたい。

５．施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	＜観点＞ ・国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 ・上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
	■国・府の社会情勢や法制度の変化 ・インターネットを悪用した差別的な情報の掲示やプライバシーの侵害などに関する差別事象の発生 ・戦争体験者の高齢化 ■上記変化への対応が必要となる町の課題 ・情報機器の利用により誹謗中傷に対する拡散速度が高速化し、拡散範囲も広範囲となるなか、どのような対策を講じるべきなのか考えていく必要がある。自治体をはじめ広範囲な関係機関・団体が連携して取り組む必要がある。 ・戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に継承していかなければならないが、戦争体験者の高齢化が進み、語り継げる者も減っている中、その継承のあり方が課題である。
施策の方向性	＜観点＞ ・次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針かとその理由を記入する。 ・町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
	■本施策の今後の方向性（拡充、維持、縮小/廃止） 住民の人権・平和意識を向上させるためには、様々なテーマ・方法で啓発活動を行う必要がある。現在の事務事業の構成は、概ね妥当である。 ■町として必要な課題に対する取り組みの方針 人権については、継続して街頭啓発活動を行い、研修会の内容を実情を踏まえたテーマで取り扱う等、その時々の問題傾向にあわせ働きかけていく。　平和についても、人権と同様に戦争の悲惨さと平和の尊さを継承するため、平和事業を引き続き行い、住民意識の定着を図る。

Ⅱ．第5次総合計画期間（平成28年度～令和５年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、１．施策の評価を実施してください。

１．施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A：達成されている。　B：概ね達成されている。　C：あまり達成されていない。 D：達成されていない。　＊：指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度（令和7年度）の達成見込み	B	A：**成果目的を達成できる見込みである。**　B：**成果目的を**概ね達成できる見込みである。 C：成果目的の一部のみ達成できる見込みである。D：**成果目的を**達成することはできない見込みである。 ＊：**指標が設定できないため一概に評価できない。**
	＜観点＞ 別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた（できなかった）理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。		
	新型コロナウイルス感染症や台風の影響により各指標に増減はあるものの、状況に合わせた方法で、住民や職員の人権意識や平和意識の向上に繋がる取り組みができている。 今後も継続して行うことで、目的を概ね達成できる見込みである。		
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A：達成されている。　B：概ね達成されている。　C：あまり達成されていない。 D：達成されていない。
	計画最終年度（令和7年度）の達成見込み	B	A：**成果目的を達成できる見込みである。**　B：**成果目的を**概ね達成できる見込みである。 C：成果目的の一部のみ達成できる見込みである。D：**成果目的を**達成することはできない見込みである。
	＜観点＞ 別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。		
	研修会や啓発事業を開催することで、人権尊重理念の普及を図れている。今後も継続して行うことで、成果目的を概ね達成できる見込みである。		

（ 参 考 ）

施策を構成する事務事業の取組方針等

（千円）

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要（実施計画）	令和 5 年度 決算額（人件費含むフルコスト）	令和 6 年度 予算額	取組方針	
①	人権啓発推進事業（総務課）	義務自治	政策	あらゆる差別を根絶し、明るい社会を築くとともに、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図るため、啓発活動の展開や研修会を開催する。また、同和問題をはじめとする人権問題の研修会へ職員の派遣を行う。	1,113 (1,883)	1,561	B	人権問題の啓発は、毎年8月の「人権強調月間」と12月の「人権週間」において実施していく。また、人権啓発研修会の開催にあたっても、多くの住民が安心して参加できるような工夫をし、魅力的な講師の選定等により、効果的な事業を推進する。
②	平和祈念事業（総務課）	任意自治	政策	平和理念の啓発のため、平和都市宣言の精神を踏まえた取組として、毎年8月15日の終戦記念日に平和祈念集会を行う。	40 (740)	32	B	平和理念の啓発のため、8月15日の平和祈念集会とあわせてより効果的な平和事業を検討していく。
③	人権相談事業（住民課）	義務自治	経常	差別や人権侵害、生活上の悩みなどに対応するため、関係機関と連携して、人権擁護委員による相談や人権週間の啓発を行う。	67 (1,222)	74	B	インターネット普及に伴い、個人の名誉やプライバシーなど人権に関わる問題が発生しており、人権相談の必要性は高く、当事業の周知を図っていく。
④	「社会を明るくする運動」事業（住民課）	義務自治	経常	「社会を明るくする運動」の浸透と成果を期するため、推進委員会を設置し、地域に根ざした運動を展開する。	149 (1,689)	165	B	法務省の主唱のもと7月を強調月間とし、「社会を明るくする運動」の浸透と成果を期するため地域に根ざした運動を展開する予定。
⑤	戦没者追悼式事業（福祉課）	任意自治	政策	戦没者慰霊のため、戦没者追悼式を実施し、あわせて平和への誓いを新たにする。	1,057 (2,597)	1,228	B	歴史を次世代に語り継ぐ努力と、平和の誓いを新たにするために開催する。戦没者遺族の年齢も高齢化し式典出席者も減少する傾向にあり、近隣でも式典のみにしているところが多い。第2部の開催については、遺族会に意見を伺うとともに、必要性についても検討していく。
⑥								
⑦								
⑧								
決算額・予算額　計				(a)	2,426 (8,131)	3,060	(b)	

（注）「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

＜区分1＞
- **法定受託**：法定受託事務（法律・政令により市町村等が処理することとされる事務）
- **義務自治**：義務的自治事務（法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務）
- **任意自治**：任意の自治事務（法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務）

＜区分2＞
- **政策**：政策的事務事業（投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業）
- **経常**：経常的事務事業（主に義務的、経常的に行われている事務事業）
- **施設**：建物施設の整備・維持管理事業　**インフラ**：インフラ施設の整備・維持管理事業

＜人件費含むフルコスト（決算額）＞　事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

＜取組方針＞
- **新**：新規事業
- **A**：拡充（予算や人員等を拡充し、事業を拡大）
- **B**：現状維持（事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施）
- **C**：見直しのうえ継続（手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持）
- **D**：縮小（予算含め、事業内容や規模を縮小）
- **E**：統合（今後、他事務事業と統合）
- **F**：終了・休止・廃止

施策名(節)： **男女共同参画**

担当課	総務課

Ⅰ．令和５年度 施策評価

1．施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章	**第5章　人と人がふれあい、尊重し合う心を育みます**
	節	**第5節　男女共同参画**
成果目的（総合計画基本方針）		「男女共同参画プラン」に基づき、社会のあらゆる分野に分け隔てなく、男女がともに自らの意志で参画し、男女の人権が尊重された豊かで、いきいきとした町を目指します。
施策の実施期間		平成 28 年度　～　令和 7 年度
第5次総合計画策定時の課題		男女とも、意欲に応じたあらゆる分野での活躍が望まれますが、職場や政治、行政の政策・方針決定の場においては依然として男性の優遇感が強く、社会通念・慣習やしきたりなど、多くの課題が残されています。 本町では、こうした状況に対応し、平成25年に「第2次男女共同参画プラン」を策定し、意識啓発や情報提供、相談体制の充実などに取り組んできましたが、そうした中から仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、新たな課題も見えてきました。 また、女性相談の利用者やセミナー参加者の広がりが限られていることなどから、新たな参加者の掘り起こしやすそ野の拡大に向けた効果的な啓発方法の検討が必要となっています。
総合計画基本計画（項目）		**①男女共同参画の計画的な推進　②男女の人権の確立　③男女共同参画による活力ある社会の実現　④男女の仕事と生活の調和　⑤男女の健康と安心できる暮らしの支援**
主な事務事業の取組内容		男女共同参画推進懇話会、男女共同参画セミナー、男女共同参画フォーラム 男女共同参画推進のための標語募集事業、女性のための相談事業

2．施策の指標 <Do>

施策指標名（算定式）	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】審議会等への女性委員の登用率	%	25.5(H26)	28(H29)	29.0	33.0	33(H34)
【 5次総計目標 】役場での男性の育児休業取得者率	%	0(H26)	10(H29)	100.0	100.0	10(H34)
【 成果(結果)指標 】講座等参加者	人	231	400	274	192	400
【 成果(結果)指標 】推進のための標語募集(R4はキャラクター名称募集,R5は私のアンコンシャスバイアス募集)	句	46	150	295	3	150
【 成果(結果)指標 】女性のための相談件数	件	21	48	18	33	48

投入指標		活動指標		成果(結果)指標		成果指標
資源(財・人)投入	⇒	活動・事業実施	⇒⇒	結　果	⇒	成　果
（例）・予算○○万円		・事業○○回実施		・参加者○○人		・自治会加入世帯割合○%(の増加) ・1人当たり公園面積○○㎡(の増加)

(注) 指標の区分(考え方)　・・・指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。

3．施策の事務事業費 <Do>

（千円）

令和 4 年度 決算額	3,521
令和 5 年度 決算額 (a)	1,654
令和 6 年度 予算額 (b)	1,250

4．施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A：達成されている。　B：概ね達成されている。　C：あまり達成されていない。 D：達成されていない。　＊：指標が設定できないため一概に評価できない。
	＜観点＞	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。	
	フォーラム・セミナー等は対象者及び内容を精査のうえ実施し、性の多様性やDV防止啓発などについて効果的な啓発が行えた。また、町の男女共同参画啓発キャラクターが登場する4コマ漫画を制作し、1月から広報紙に掲載するとともに、「私のアンコンシャスバイアス」について小中学校の児童生徒および一般向けに広く募集し応募作品を漫画に採用するなど、幅広い層に男女共同参画社会の意義や必要性等を啓発することができた。		
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A：妥当である。　B：概ね妥当である。 C：一部不十分であり見直しの必要がある。　D：不十分であり見直しの必要がある。
	＜観点＞	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。	
	事務事業における構成等の妥当性については、概ね妥当であると考えている。広報紙やホームページ、インスタグラムを活用した意識付けやイベントの周知を引き続き行いながら、人権・平和ともに、継続して事業を実施することにより、意識の定着や一定の効果が出てくると考えられるため、今後も工夫しながら事業を行っていきたい。		

５．施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課　題	＜観点＞　・国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 ・上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
	■国・府の社会情勢や法制度の変化 女性活躍推進法の改正 DV、ハラスメント問題に対する社会的な関心の高まり ■上記変化への対応が必要となる町の課題 固定的性別役割分担意識が比較的高い 若年層の男女共同参画に対する意識不足
施策の方向性	＜観点＞　・次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針かとその理由を記入する。 ・町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
	■本施策の今後の方向性（拡充、維持、縮小/廃止） 第3次男女共同参画プランや社会情勢等にもとづき、今後も継続して住民及び職員に対し、男女共同参画意識の高揚を図る。 ■町として必要な課題に対する取り組みの方針 男女共同参画意識の浸透、理解促進に向けた積極的な情報発信や学習機会のさらなる充実・家庭や学校における幼少期からの男女共同参画教育の推進・アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への気づきの促進に向けて事業を実施していく。

Ⅱ．第5次総合計画期間（平成28年度～令和５年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1．施策の評価を実施してください。

１．施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A：達成されている。　B：概ね達成されている。　C：あまり達成されていない。 D：達成されていない。　＊：指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度（令和7年度）の達成見込み	B	A：**成果目的を達成できる見込みである。**　B：**成果目的を**概ね達成できる見込みである。 C：成果目的の一部のみ達成できる見込みである。D：**成果目的を**達成することはできない見込みである。 **＊：指標が設定できないため一概に評価できない。**
	＜観点＞	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた（できなかった）理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
	審議会等の女性委員の登用率や役場での男性の育児休業の取得者については目標を達成したが、講座等の参加者や女性のための相談件数については、目標を達成出来なかった。		
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A：達成されている。　B：概ね達成されている。　C：あまり達成されていない。 D：達成されていない。
	計画最終年度（令和7年度）の達成見込み	B	A：**成果目的を達成できる見込みである。**　B：**成果目的を**概ね達成できる見込みである。 C：成果目的の一部のみ達成できる見込みである。D：**成果目的を**達成することはできない見込みである。
	＜観点＞	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
	令和3年度から男女共同参画懇話会の委員の編成を一部変更し、従来より広い視点で男女共同参画社会のあり方を考えることができるようになっている。男性の育児休業の取得率については、目標数値は達成したが、取得が短期間になる傾向にあるため、長期間の取得に向けた呼びかけが今後重要である。		

（ 参 考 ）

施策を構成する事務事業の取組方針等

（千円）

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要（実施計画）	令和 5 年度 決算額（人件費含むフルコスト）	令和 6 年度 予算額	令和 6 年度 取組方針	
①	男女共同参画社会推進事業	任意自治	政策	男女平等と共同参画社会の実現のため、「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画セミナーやフォーラムの開催、女性のための相談事業のほか、自主的に男女共同参画に取り組む地域組織やグループの活動に対して支援を行う。 ＜主な取組内容＞ ①男女共同参画セミナー・男女共同参画フォーラムの開催 ②地域男女共同参画推進事業 ③女性のための相談事業 ④男女共同参画第3次プラン策定準備	1,654 (3,194)	1,250	B	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の必要性を住民一人ひとりが強く認識することが必要であり、その支援を効果的に行うため、今後とも社会情勢やニーズをふまえ講習会等の内容や啓発方法を検討していく。また、第3次プランにもとづき、今後の事業を推進するとともに、引き続きDV防止啓発や女性のための相談窓口の効果的な啓発並びにワーク・ライフ・バランス推進のための取組を進める。 また、幼少期・学齢期から男女共同参画に興味をもち多様な価値観を醸成するため、男女共同参画を題材にした絵本を作製し、町内のこども園、小学校等に配布する。
②								
③								
④								
⑤								
決算額・予算額　計				(a)	1,654 (3,194)	1,250	(b)	

（注）「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

＜区分1＞
- **法定受託**：法定受託事務（法律・政令により市町村等が処理することとされる事務）
- **義務自治**：義務的自治事務（法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務）
- **任意自治**：任意の自治事務（法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務）

＜区分2＞
- **政策**：政策的事務事業（投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業）
- **経常**：経常的事務事業（主に義務的、経常的に行われている事務事業）
- **施設**：建物施設の整備・維持管理事業　**インフラ**：インフラ施設の整備・維持管理事業

＜人件費含むフルコスト（決算額）＞　事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

＜取組方針＞
- **新**：新規事業
- A：拡充（予算や人員等を拡充し、事業を拡大）
- B：現状維持（事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施）
- C：見直しのうえ継続（手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持）
- D：縮小（予算含め、事業内容や規模を縮小）
- E：統合（今後、他事務事業と統合）
- F：終了・休止・廃止